

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県ふぐ取扱及び販売条例		
条 例 番 号	昭和 34 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 8 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	ふぐの適正な取扱い及び販売を確保し、ふぐによる中毒の発生を防止するために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	ふぐによる中毒の発生を防止するためには、食品衛生法に基づく規制に加え、ふぐの取扱い及び販売について特に規制を加える必要があることから、当該規制について定める本条例は、必要な条例である。	近年のふぐによる食中毒事件の発生状況については、別添資料のとおり。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、県民に対する危害の発生防止のため、ふぐ包丁師試験、ふぐ営業の認証、ふぐ加工製品販売の届出等について規定し、必要な規制を施すことにより、県におけるふぐによる中毒の発生を防止するために有効に機能している。	ふぐ営業認証施設数 H20 1,224 H19 1,222 H18 1,199 ふぐ包丁師免許交付数 H20 186 H19 193 H18 128
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づく認証の基準や遵守事項については、必要最低限のものであり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「神奈川力構想」の主要施策 3 (1)安全で安心できる食の確保 344 安全で安心な食の確保に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護することを目的とする食品衛生法の趣旨に沿うものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	定義した用語と異なる表記が用いられている部分がある。	
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	用語の表記の統一を図るため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無